

2. 児童手当

児童手当法が昭和46年5月27日法律第73号で公布され、昭和47年1月から児童手当制度が発足した。その後、特例給付の実施や対象児童の拡充を図りながら、現在に至っている。

この制度は、「家庭における生活の安定に寄与する」こと並びに「次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資する」ことを目的として創設されたものであり、所得保障施策としての役割と児童福祉施策としての役割をもっている。

(1) 公務員についての特例

1) 支給事務

児童手当制度は、給付内容、支給要件等について、公務員、民間の被用者、農業従事者、その他の自営者等の別なく、全国民を通じて単一の制度とされており、児童手当事務は、原則的には住所地の市町村長が行うこととなっている。

しかし、公務員については、特例的に、従来の社会保障制度の例等を考慮して、その公務員の所属する国又は地方公共団体の長が行うことになっている。さらに、その費用については、全額当該公共団体が負担することとなっている。従って、岡山県職員（県費負担職員）については知事が認定、支給を行うこととなる。

なお、岡山県知事が認定、支給する公務員の範囲は次のとおりである。

① 身分上の区分

ア 常時勤務を要する地方公務員（市町村立学校職員給与負担法第1条、第2条に規定する職員を含む。）

イ 休職、停職、大学院修学休業又は自己啓発等休業中の職員

ウ 臨時職員（勤務期間が12か月を超えており、その後も同様の勤務形態である者）

以上ア～ウの要件は、共済組合加入資格要件と同一であるから、教育関係職員で公立学校共済組合に加入していない場合は、住所地の市町村長が認定者となる。

② 派遣職員の場合

給料・諸手当を知事が支給するときは知事が認定者となるが、派遣先市町村長が支給するときは当該市町村長が認定者となる。

従って、給料・諸手当を派遣先市町村で支給しているときは、当該市町村長へ認定請求書を提出することとなる。

③ 職員団体の専従職員の場合

公務員の範囲に含まれないので、住所地の市町村長が認定者となる。

2) 特例給付

児童手当の支給要件である所得限度額が昭和56年度から引き下げられたため、児童手当の所得限度額以上となる公務員又は民間の被用者であって、一定の所得未満の者に「特例給付」を行うこととしている。

- ① 特例給付の額，認定請求等の手続きについては，児童手当の場合と同様に取り扱う。
- ② この措置は当分の間継続する。

(2) 支給要件

児童手当の支給を受けるためには，児童手当の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）が次に掲げるすべての要件にあてはまる必要がある。

1) 住所

請求者が日本国内に住所を有すること。（在外教育施設へ派遣されていて，日本国内に住所を有しない者は，支給対象外となる。）

なお，請求者に養育される児童全部が外国人であってもよいし，外国に住所を有している場合であっても差し支えない。

2) 児童との関係

請求者が一定の児童を監護し，かつ，その児童と一定の生計関係にあること。

- ① 「児童」とは，18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい，必ずしも請求者自身の子でなくてもよい。
- ② 「一定の児童」とは，小学校修了前の児童又は小学校修了前の児童を含む2人以上の児童をいい，これを「支給要件児童」という。
- ③ 「監護」とは，児童の生活について，通常必要とされる監督・保護を行っているとして社会通念上認められる実態が存することをいい，児童の生計費負担というような経済的要素は含まれないものであり，親権の有無は問わない。

「監護の有無」は，請求者と児童とが同居か別居かには関係なく，就学，療養等のため同居していても，監護があると認められる場合もある。

- ④ 「一定の生計関係」とは，請求者が父母の場合と，それ以外の者との間でその内容が異なる。

ア 請求者がその児童の父母である場合は「生計同一」が要件とされる。

「生計同一」とは，請求者と児童との間に生活の一体性があることをいい，別居していても請求者と児童との間で金品の送付が継続性をもって行われ，かつ，別居の事由が消滅したときは，同居となると考えられるものであればよい。

イ 請求者がその児童の父母でない場合は「生計維持」が要件とされる。

「生計維持」とは，請求者が児童の生活費の大半を支出していることをいう。生計を維持するための資金は，必ずしも請求者本人の資産や所得である必要はなく，請求者が他から仕送りを受けたものであってもよい。しかし，他からの仕送り等が児童の生計費の大半を占めている場合は，請求者がその児童について，生計を維持することとはならない。

⑤ 父母が共にいる場合の調整

父母が、その者の子である支給要件児童を監護し、かつ、生計を同じくするとき、父母のいずれかを請求者とする必要がある。

父母のいずれかを請求者とするかの基準については、所得の状況によって父母のいずれが児童の生計を維持する程度が高いかということによって判断されるが、

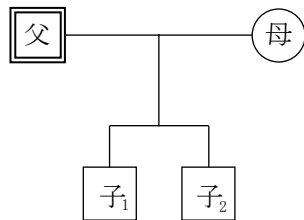
- ア 父母の収入の状況（父母のどちらが恒常的に高いか）
- イ 児童に係る家族給の状況（父母のどちらに支払われているか）
- ウ 所得税等の扶養控除の適用状況（父母のどちらの扶養親族になっているか）
- エ 健康保険の適用状況（父母のどちらの被扶養者になっているか）
- オ 住民票上の取扱い（父母のどちらが世帯主になっているか）

などの諸事情を総合的に考慮して判断することとなる。（世帯主判定）

以上に述べた「請求者が一定の児童を監護し、かつ、その児童と一定の生計関係にあること」の要件について、いくつかの図例を示すと次のとおりである。

（凡例 □…請求者， □…支給要件児童， ○…その他の者）
（世帯主判定後）

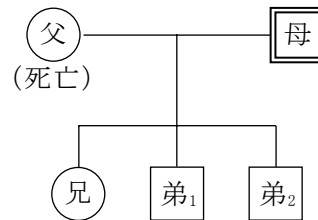
（例 1）



〈備考〉

○父母が共に監護・生計同一

（例 2）



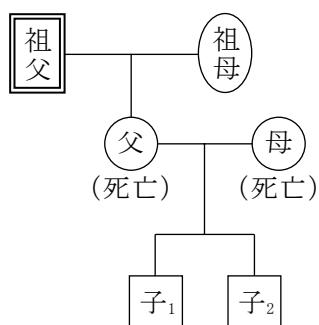
（20歳就業）

〈備考〉

○母…監護・生計同一

○兄…生計維持

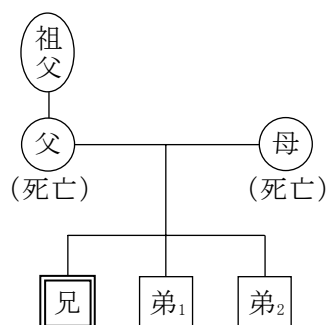
(例 3)



〈備考〉

- 祖父…監護・生計維持
- 祖母…監護

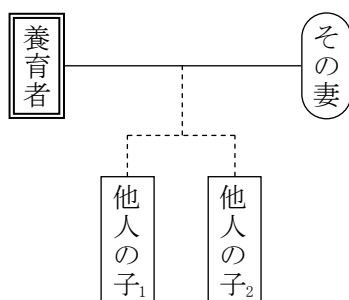
(例 4)



〈備考〉

- 兄…監護・生計同一
- 祖父…監護

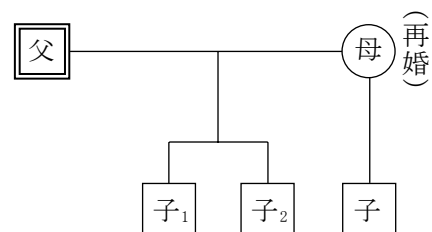
(例 5)



〈備考〉

- 養育者…監護・生計維持
- その妻…監護

(例 6)



〈備考〉

- 父母…監護・生計同一

3) 所得要件

請求者の所得の額が一定の額に満たないこと。

- ① 「所得」とは、前年の所得（ただし、1月から5月分の児童手当については、前々年の所得）をいう。
- ② 「所得の額」とは、次の方法により算定された額をいう。

ア 所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る、総所得金額(a)、退職所得金額(b)、山林所得金額(c)、長期譲渡所得の金額(d)、短期譲渡所得の金額(e)の合計額から8万円を控除した額。

なお、(a)～(e)の金額とは、それぞれの収入金額、総収入金額から、所得控除額、必要経費等を控除した額である。従って、給与所得のみの者については、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除し、さらに8万円を控除した額が「所得の額」となる。

イ アの市町村民税について次表の控除を受けた者については、それぞれに掲げる額をアによって計算した額から控除する。

(平成18. 4. 1以降適用)

市町村民税について 受けた控除の種類	児童手当についての所得の額の計算にあたって控除される額
雑 損 控 除	当該雑損控除額
医 療 費 控 除	当該医療費控除額
小規模企業共済掛金控除	当該小規模企業共済掛金控除額
障 害 者 控 除	普通障害者 1 人につき 270,000円 特別障害者 1 人につき 400,000円
寡 婦 (寡 夫) 控 除	270,000円 (特別の寡婦控除 350,000円)
勤 労 学 生 控 除	270,000円

以上によって計算された額が、請求者の所得の額となる。

- ③ 「一定の額」とは、請求者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族と請求者の扶養親族等でない児童（他人の児童）との合計数に応じて、それぞれ次表のとおりとされている。

なお、「控除対象配偶者及び扶養親族」とは、請求者の前年（又は前々年）の所得についての課税所得金額の計算上において、實際上、控除の対象となった者をいい、前年（又は前々年）の12月31日にまだ生まれていなかった児童は、扶養親族には含まれない。

(平成18. 4. 1以降適用)

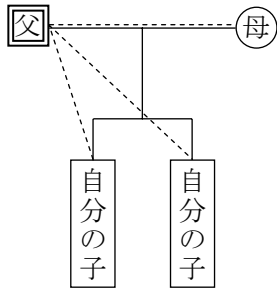
所得税法の扶養控除を受けた配偶者と扶養親族 及び親族でない児童（他人の児童）との合計数	一定の額（所得の限度額）（単位：万円）	
	児 童 手 当	特 例 給 付
0 人	460	532
1	498	570
2	536	608
3	574	646
4	612	684
5	650	722
6	688	760
7	726	798
8	764	836

所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額は、上記の額に老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 6 万円を加算した額とする。

請求者及び支給要件児童と前表の関係を例示すると次のとおりである。

(凡例 □…請求者, □…支給要件児童, ○…その他の者,
----- は請求者と所得税法の扶養控除の関係を示す。)

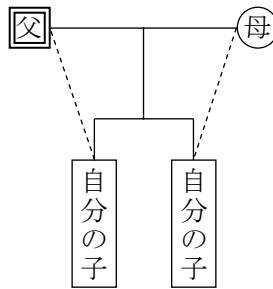
(例 1)



支給要件児童 2人

税法上の	{	配偶者	1人
		扶養親族	2人
		合計数	3人

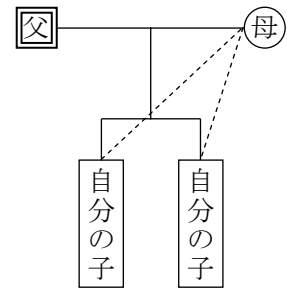
(例 2)



支給要件児童 2人

税法上の	{	配偶者	0人
		扶養親族	1人
		合計数	1人

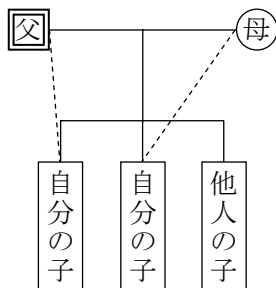
(例 3)



支給要件児童 2人

{	配偶者	0人
	扶養親族	0人
	合計数	0人

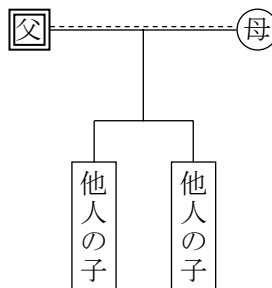
(例 4)



支給要件児童 3人

税法上の	{	配偶者	0人
		扶養親族	1人
		他人の子	1人
		合計数	2人

(例 5)



支給要件児童 2人

税法上の	{	配偶者	1人
		扶養親族	0人
		他人の子	2人
		合計数	3人

(注) 各例の合計数は前表にいう合計数を示す。

(3) 児童手当の額

児童手当の額は、3歳未満の児童については月額10,000円、3歳以上小学校修了前の第1子、第2子については月額5,000円、第3子以降については児童1人につき10,000円を支給する。

支給額算定の考え方を示せば、次のようになる。

◎：支給対象となる児童（3歳未満）

●：支給対象となる児童（小学校修了前）

○：支給対象とならない児童

第1子 3歳未満 (10,000円)	第2子 3歳以上小学校修了前 (5,000円)	第3子 (10,000円)	第4子 (10,000円)	
◎				10,000円×1人=10,000円
◎	◎			10,000円×2人=20,000円
●	◎	◎		(5,000円×1人)+(10,000円×2人)=25,000円
○	●	●	◎	(5,000円×1人)+(10,000円×2人)=25,000円

(4) 認定、支給及び支払

1) 児童手当の受給資格者は、岡山県知事の認定を受けることとされているが、教育関係職員にあっては、次のとおり委任されているので、職員区分による認定者の認定をそれぞれ受けなければならない。

認定者	職員区分
岡山教育事務所長	岡山教育事務所管内の小学校・中学校の教職員，岡山市立小学校・中学校の教職員，玉野市立備南高校，倉敷市立精思高校，倉敷市立玉島高校，倉敷市立倉敷翔南高校，井原市立高校，倉敷市立真備陵南高校，倉敷市立倉敷養護学校，高梁市立宇治高校の教員
津山教育事務所長	津山教育事務所管内の小学校・中学校の教職員
教育庁福利課長	教育委員会事務局・教育事務所・教育機関の職員，県立学校の教職員，倉敷市立工業高校，備前市立片上高校，高梁市立松山高校の教員

2) 児童手当の額の改定

① 増額改定

出生、養子縁組等の事由により、児童手当の額の算定の基礎となった児童の数が増加することとなった場合は、受給者の請求に基づいて行う。

② 減額改定

支給要件児童に含まれる児童が死亡したなどの事由により、児童手当の算定の基礎となった児童の数が減少することとなった場合は、受給者の届出によって行う。

なお、認定者が職権により減額改定を行うこともある。

3) 支給及び支払

① 児童手当の支給期間

認定の請求を行った日（認定者が受付けた日）の属する月の翌月から、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までである。

ただし、出生の日の翌日から起算して15日以内に認定請求（認定者が受付）すれば、出生月の翌月から支給する。また、知事部局、県警察本部及び他の公務員からの異動、新規採用の場合にも、異動の日の翌日から起算して15日以内に認定請求（認定者が受付）すれば、異動のあった月の翌月から支給する。

ア 増額の改定があった場合

改定の請求のあった日の属する月まではそれまでの額で支給し、改定の請求のあった日の属する月の翌月から増加した額で支給する。

イ 減額の改定があった場合

減額の事由が生じた日の属する月の翌月から減少した額で支給する。

② 支払日

毎年2月、6月、10月の各7日（その日が土曜日、又は日曜日であるときはその日前において最も近い日）に前4か月分をまとめて支払う。なお、その都度支払通知はしないので、支払金融機関で確認すること。

③ 受給者が死亡した場合

死亡した者に支払うべき児童手当でまだ支払っていないものがあるときは、その児童手当は死亡した者の支給要件児童であった者に支払うことができる。

(5) 認定請求等の手続き

1) 請求書及び届出書の共通事項

- ① 児童手当額の改定は、増額のときは請求書を提出した翌月から、減額のときはその事由が発生した翌月から、それぞれ行われることになるので、所定の手続きを早急に行うこと。
- ② 「住所」は住民票上の住所を記入すること。

2) 各請求書及び届書

①, ②, ④, ⑤については、共通様式の「児童手当（特例給付・小学校修了前特例給付）認定（額改定）請求書・現況届」を各請求書、届書として使用する。このため②, ④, ⑤については、所属で保管している電算で出力された個人別台帳を使用する。

① 「児童手当認定請求書」

出生したとか、児童を養育している者が採用された（市町村費の教職員が県費教職員となった等）等の理由により、受給資格が発生した場合に提出する。

ア 「支給要件児童」

請求者が「監護」している児童全員について記入する。

イ 「監護の有無」及び「生計関係」

(ア) 監護有りの場合は、「有」、無い場合は「無」を記入する。

(イ) 父母がその子である児童を養育しているときは「同一」、請求者がその児童の父母でないときは「維持」、生計が異なる場合は「別」と記入する。

ウ 「所得の状況」及び「扶養親族及び児童の数」

(ア) 次のオの(ア)による所得証明書に記載されている「所得額」、「扶養親族の数」を記入する。

(イ) 請求者が他人の子を養育している場合は、「前年の12月31日において生計を維持した児童の数」を記入する。

エ 「支払希望金融機関」

児童手当の支払は口座振替の方法により行うので、指定金融機関の「請求者名義」の預金口座の「金融機関名」、「支店名」、「金融機関コード」、「店舗コード」、「口座番号」を記入する。

オ 添付書類

(ア) 「所得証明書」

受給資格者の前年分（1月分から5月分までの児童手当については、前々年分）の「所得の額」及び「扶養親族の数」の記載されたもの

(イ) 「住民票」

受給資格者及び支給要件児童の属する世帯の全員の住民票で、「続柄」の省略され

ていないもの

② 「児童手当額改定請求書」

既に児童手当を受給している者について、第2, 3子出生, 養子縁組等の理由により, 支給要件児童が増え, 算定基礎児童数が増加した場合に提出する。

③ 「児童手当額改定届」

児童が死亡した等の理由により, 支給要件児童が減ったため, 算定基礎児童数が減少した場合に提出する。

④ 「児童手当現況届」

毎年6月1日から6月30日までの間に, 6月1日の現況を児童手当認定請求書と同様の記載方式により記入して提出する。添付する市町村長の所得証明は, 前年分の所得証明である。

⑤ 「支払希望金融機関変更届」

当該事項が生じたときは, 原則として14日以内に提出する。

⑥ 「児童手当受給事由消滅届」

受給者が退職したり, 死亡した, 監護・生計関係がなくなった等の理由により, 児童手当受給の事由が消滅したとき提出する。

⑦ 「未支払児童手当請求書」

児童手当の受給者が死亡したとき, その死亡した者に支払うべき児童手当で, 未払の額があるときは, 支給要件児童の親権者又は支給要件児童が提出する。

3) 他部局に異動したとき

受給者が人事異動により, 知事部局, 県警察本部に転出して児童手当の認定者を異にした場合は, 「児童手当受給事由消滅届」を提出し, 異動後の認定者に改めて「児童手当認定請求書」を提出する。

(6) 認定請求書等提出書類

区 分	提 出 書 類 (様式集ページ)	添 付 書 類	提出時期
新規に児童手当受給資格が発生（出生等）	児童手当認定請求書 ※(116)	①②（③④は該当者のみ）	事実発生後 15日以内
養育児童が増加 （第2，3子の出生等）	児童手当額改定請求書 ※(116)	①（③④は該当者のみ）	〃
受給事由が消滅することなく手当の額が減ずる場合	児童手当額改定届 (119)	なし	〃
毎年6月1日の現況の報告	児童手当現況届 ※(116)	②	毎年6月中
受給事由の消滅（受給者の退職，児童の死亡等）	児童手当受給事由消滅届 (120)	なし	事実発生後 速やかに
受給資格者の死亡	未支払児童手当請求書 (121)	なし	〃
金融機関の変更等	支払希望金融機関変更届 ※(116)	なし	14日以内

※(116) 電算打出のものがある場合は，それを使用すること。

(添付書類)

- ① 住 民 票……………受給資格者及び支給要件児童の属する世帯の全員「続柄」の省略されていないもの
- ② 所得証明書……………受給資格者の前年分の所得の額，扶養親族の数の記載されたもの（ただし，1～4月出生の請求については，前々年分）
証明書は，児童手当用であれば市町村独自の様式のものでよい。
- ③ 監護生計同一申立書……………受給資格者と児童が別居している場合
- ④ 監護生計維持申立書……………他人の子を養育している場合